

女性活躍推進法に基づく行動計画

男性労働者、女性労働者が共に家庭と職業の両立を図れるように、次のような行動計画を策定します。

1. 計画期間

2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1

平均残業時間を5時間以内とする。

○取組

- ▶ 業務内容の見直しを行う。

各課（科）で業務内容の見直しを行い、残業が恒常的に発生する部署については、課（科）内の役割分担等を確認する。

業務内容の見直し・役割分担を行っても残業時間の削減が難しい場合は、職員の採用を含めて検討する。

平成28年度から年間平均10分ずつ削減することを目標とする。

- ▶ 職員の意識啓発

時間内で業務を終わらせるよう意識向上のための啓発ポスターを掲示する。

目標 2

女性労働者が早期に職場復帰できるように、配偶者（男性）の育児休業取得率15%を目指す。

○取組

- ▶ 育児休業制度について職員全体に啓発を行う。

平成26年度 0%

平成27年度 12.5%

大阪市女性活躍リーディングカンパニー

当院は、女性にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいるとして、2017年に大阪市より「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」の認証を取得しておりますが、2023年2月に認証を更新いたしました。

「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」とは、「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を大阪市が一定の基準に則り認証するものです。

当院では、今後も引き続き女性の活躍推進に向け取り組んでまいります。

